新物効法について

令 和 7 年 5 月 中 部 運 輸 局 環 境 ・ 物 流 課



「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景·必要性

- ○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題」**に直面。
 - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性(右図)。
 - 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
 - ・ 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- ○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- →以下の施策を講じることにより、物流の持続的成長を図ることが必要。

現状 2024年 14% 2030年 34%

改正法の概要

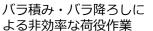
1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ○①**荷主***1(発荷主·着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
 *1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- ○上記①②のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】 <パレットの導入>







ハレットの利用による 荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した**書面による交付等**を義務付け*2。
- ○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- ○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。
 *2·3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

【貨物自動車運送事業法】

- ○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- ○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で(2019年度比)

- ○荷待ち・荷役時間の削減
- ○積載率向上による輸送能力の増加

年間125時間/人削減

16パーセント増加

1

荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

すべての事業者

- ○①荷主*(発荷主、着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
 - * 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- ○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

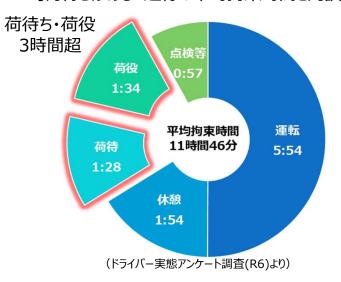
一定規模以上の事業者

- ○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業者)に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、 努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- ○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。
 - ※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
 - ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 ---

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準(取組の例)
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、 予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、 入出庫の効率化に資する資機材の配置、 荷積み・荷卸し施設の改善等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、 運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしに よる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による 荷役時間の短縮

新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、本年4月1日より、新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会·産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会·食料·農業·農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント ※本年(2025年) 4月1日施行

- (1)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標
 - ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等 の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。
 - ① 5割の運行で、1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減(1人当たり年間125時間の短縮)
 - ② 5割の車両で、積載効率50%を実現(全体の車両で積載効率44%に増加)
- (2)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策
 - ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
 - ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援
- (3)トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置
 - ・ 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮
- (4)集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する 国民の理解の増進
 - ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
 - ・返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し
- (5) その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの 運送・荷役等の効率化の推進
 - ・ 物流に関わる多様な主体の役割(地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進等)
 - ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提(中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透等)

荷待方·荷役 3時間超 荷役 1:34 平均拘束時間 11時間46分 1:28 株憩 1:54

(ドライバー実態アンケート調査(R6)より)

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント ※本年(2025年) 4月1日施行

- <荷主・物流事業者の判断基準等>
- ○<u>すべての荷主</u>(発荷主、着荷主)、<u>連鎖化事業者</u>(フランチャイズチェーンの本部)、<u>物流事業者</u>(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

① 積載効率の向上等

- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、 帰り荷の確保等のための実態に即した リードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・ 運行計画の最適化 等



② 荷待5時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単に システムを導入するだけでなく、現場の実態 を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につなが るような効果的な活用を行う



③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品 水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による 荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減 と積卸し作業の効率化等





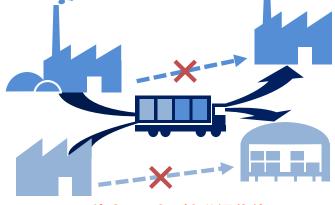
パレットの利用や検品の効率化

- <荷主等の取組状況に関する調査・公表>
- ○荷主等の判断基準について、物流事業者を対象として定期的なアンケート調査を行い、上記①~③の取組状況を把握するとともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表(点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する)。
- <物流に関係する事業者等の責務>
- ○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨** 物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。4

トラック事業者等の判断基準・解説書の概要

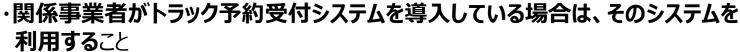
積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、輸送網を集約すること
- **荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配送の共同化**に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、**実車率の向上**を図ること
- 配車システムの導入等により、配車・運行計画の最適化を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、**積載することが可能な貨物の総 量を増加**させること



積合せによる輸送網集約

- ※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、
 - ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら**荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供**すること



- ・荷主が指示した時刻・時間帯に**遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告する**とともに、**理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しない**よう、**効率的な配車・運行**に努めること。
- ・取引先に対して、**共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用**などの**提案を行う**こと



地域の配送の共同化



求貨求車システムの活用

等にも取り組んでいただきたい。

荷主(発荷主・着荷主)の判断基準・解説書の概要

積載効率の向上等

- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保や荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化や納品日の集約**等を通じた 発送量・納入量の適正化や、配車システムの導入等を通じた**配車・運行計画の最適化** に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門** (物流・販売・調達 等)の連携を促進すること 等



リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

○ トラックが一時に集中して到着することがないよう、トラック予約受付システムの導入 や混雑時間を回避した日時指定等により、貨物の出荷・納品日時を分散させること (システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと) 等



予約受付システムの活用

荷役等時間の短縮

- パレット、カゴ車等の輸送用器具の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減と積卸 し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること 等





検品の効率化

努力義務の対象となる「荷主」:第一種荷主と第二種荷主

種別	定義(新物効法第30条)
第一種荷主	自らの事業(<u>貨物の運送の事業を除く。</u>)に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に <u>貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u> (貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。) <u>を締結する者</u> をいう。
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業(<u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u> ロ及び第四十五条第五項において同じ。)に関して継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。ロ及び第四十二条第四項において同じ。)を運転者(<u>他の者に雇用されている運転者に限る。</u> 以下この号において同じ。)から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 ロ 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に <u>引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u>

例1)物流子会社、3PL等を利用する場合

例2) 社内物流の場合 荷送人 荷受人 荷送人兼荷受人 商取引契約 事業者A 事業者B 事業者A 第一種荷主: A (自計工場・倉庫等) (自社工場・倉庫等) (自社工場・倉庫等) 第一種荷主: A 第二種荷主: B 寄託 運送契約 寄託 運送 貨物利用運送 受取 契約 引渡し 事業者D 運送契約 倉庫業者G 倉庫業者H 受取 貨物自動車運送事業者C 第二種荷主: なし 貨物自動車運送事業者C

(補足) 荷主の区分の考え方

自社トラック以外のトラックを貨物の 運送・受取りに 利用していますか?



はいし自社

(元請けトラック事業者、 物流子会社、3 P L 等に 委託する場合を含む。)

運送契約の締結は

誰が行っていますか?

②取引先 (取引先の社用トラックを 利用する場合を含む。)



①自社トラック 以外のトラックで 運送する貨物の 年間重量はいくら ですか?



特定第一種荷主

※中長期計画、定期 報告等の対応が必要



第一種荷主

※努力義務のみ



いいえ

新物効法上の荷主 には該当しない

※物流に関わる事業者には物流効率化法第32条の責務規定がかかります。





②自社トラック 以外のトラックとの 間で受け取る・ 引き渡す貨物の 年間重量はいくら ですか?



特定第二種荷主

※中長期計画、定期報告等の対応が必要



第二種荷主

※努力義務のみ

【留意事項】

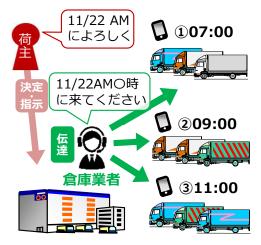
- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約(自社で貨物の受渡しを行うものに限る。以下同じ。)の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。(フローチャートの①、②両方に該当します。)
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を 合算します。(例えば、年間受取貨物重量 5 万 t 、年間引渡貨物重量 5 万 t 、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱貨物重量10万 t となり、特定第二種荷主に該当します。)

貨物自動車関連事業者(倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道)の判断基準・解説書の概要

荷待ち時間の短縮

※倉庫業者のみ努力義務が課される

○ トラックが一時に集中して到着することがないよう、トラック予約受付システムの **導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散** させること(システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果 的な活用を行うこと) 等



予約受付システムを活用した調整

荷役等時間の短縮

※全ての関連事業者に努力義務が課される

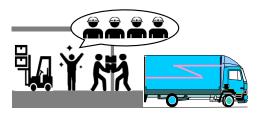
- バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること
- 荷役前後の搬出入の実施に関するマニュアルの作成や周知等により、**搬出 入を迅速に行う**こと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**ドライバーの負担軽減**と **積卸し作業の効率化**を図ること
- 発送先の荷主ごとに有償で**貨物を仕分けて**トラックドライバーに引き渡すこと
- 荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレットでの納品を提案された場合に、**その提案に有償で協力を行う**こと等により、荷役等の効率化を図ること
- 検品を効率的に実施するための機器を導入すること等により、検品作業の 時間を短縮すること 等



物量に応じた拡張



フォークリフト等を適切に配置



作業員を適切に配置

短縮に努めるべき「荷待ち時間」と「荷役等時間」

【法】第三十条(定義)

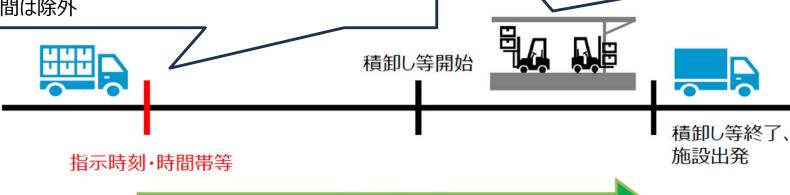
四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、<u>集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所</u>において、<u>荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合</u>により貨物の受渡しのために待機した時間であって、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。 五 荷役等時間 運転者が<u>荷役その他貨物自動車の運転以外の業務として国土交通省令で定める業務</u>(以下「荷役等」という。)に従事した時間であって、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

(荷待ち時間の起点)

- 到着時刻・時間帯の指示等がない場合:到着時刻から
- 到着時刻・時間帯の指示等がある場合:
- ① 指示時刻等より早く到着 指示時刻等から
- ② 指示時刻等に到着 到着時刻から
- ③ 指示時刻等より遅く到着 到着時刻から
- ※ 到着後速やかに受付等を行う場合は、受付等を行った時刻
- ※ 休憩時間は除外

(荷役その他の内容)

- 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査(検品)
- 荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベル貼り
- 代金の取立て又は立替え
- 荷主等が行う荷役への立会い
- その他の通常運転の業務に付帯する業務



荷待ち時間等

荷待ち時間

荷役等時間

切り分けられない場合は、まとめて計測することも可

特定事業者の指定基準等のポイント ※ 来年(2026年) 4月施行予定

※合同会議取りまとめから抜粋

<特定事業者の指定基準>

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる<u>一定規模以上の事業者</u>(特定事業者)について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主·特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上 (上位3,200社程度)

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- ○作成期間
- ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容 に変更がない限りは5年に1度提出
- ○記載内容
 - (1) 実施する措置
 - (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等
 - (3) 実施時期等

定期報告

- ○記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**(チェックリスト形式)
 - (2) 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
 - (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】
- ○荷待ち時間等の状況の計測方法
- ・取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
- ・荷待ち時間等が<u>一定時間以内の場合には報告省略</u>が可能等
- ※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。
- <物流統括管理者(CLO)の業務内容> ※CLO: Chief Logistics Officer
- ○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上 の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。
 - ・中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- · <u>社内の関係部門</u> (開発・調達・生産・販売・在庫・物流等) <u>間の連携体制の構築や社内研修の実施</u>等

今後のスケジュール(想定)

2024年5月15日

物流改正法 公布

2024年6月~11月

第1回~第4回合同会議(規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ)

2024年11月27日

合同会議取りまとめを策定・公表

2025年1月・2月・3月

法律の施行①に向けた政省令の公布

2025年4月1日

法律の施行①

基本方針

荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準

判断基準に関する調査・公表

等

トラック:車両台数等の把握

特定事業者の指定に向け、

荷 主:取扱貨物重量の把握

倉 庫:保管量の把握

2025年秋頃(P)

判断基準に関する調査・公表の実施

2026年4月(想定)

法律の施行②

特定事業者の指定

中長期計画の提出・定期報告

物流統括管理者(CLO)の選任

等

2026年4月末(P)

特定事業者の届出〜指定手続

→荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出

2026年10月末(P)

中長期計画の提出

2026年秋頃(P)

判断基準に関する調査・公表の実施

2027年7月末(P)

定期報告の提出

定期報告に向けて

• 実施状況把握

・荷待ち時間等の計測(荷主等)